

## 令和2年度神奈川県聴覚障害者福祉センター事業計画

聴覚障害（児）者を対象として、各種相談、社会適応訓練、日常生活に必要な情報の提供、聴覚障害児の早期訓練、手話通訳者及び要約筆記者の養成等、聴覚障害者の社会的自立と社会参加の促進と福祉の増進を図る。

### 1 字幕入りビデオテープ等の貸出し

聴覚障害者への情報提供の一つとして、自主企画作品や講座の録画ビデオ等の制作を行うとともに、字幕を挿入したテレビ番組等のビデオテープ（DVD）をラウンジで鑑賞できるようにするほか、聴覚障害者や手話学習者等に館外貸出しを行う。

#### (1) ビデオ制作

講座撮影、自主企画、講座字幕挿入によりビデオ制作（DVD）を行う。

#### (2) ビデオライブラリー

ア 平成30年度末保有本数 4,625本

#### (3) ストリーミング配信

ホームページ上から、手話、字幕による動画配信を実施する。身近な話題から、最新の日常生活に役立つ情報等を発信する。

#### (4) 手話映像検討委員会の実施

手話による自主企画作品制作について、関係団体と意見交換を行い、手話映像配信を、強化、拡大する。

### 2 情報提供

#### (1) 聴覚障害者用各種機器の展示

聴覚障害者用各種機器をロビーに展示し、使用方法等の説明、助言を行うとともに、貸出しを行う。

#### (2) 各種講座開催

聴覚障害（児）者及びその関係者のために、講座等を開催し、情報提供を行う。「おしゃべりサロン」は地域でも実施する。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、外国手話の講座を実施する。

また、各地域の聴覚障害者への情報提供として移動教室及び職業技術研修（いずれも、公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会委託事業）を開催する。

### 3 相談支援

#### (1) 一般相談

乳幼児・学齢児、ろうあ者、中途失聴・難聴者の相談にそれぞれ応ずるとともに、耳鼻科医師による医療相談を行う。

ア 乳幼児・学齢児相談 週2日

イ ろうあ者相談 週5日

ウ 中途失聴・難聴者相談 週2日

エ 医療相談 隔月 1 日

オ 各種検査・補聴器適合

聴覚障害児・者等の聴力検査等を行い、次の支援、訓練に結び付けるとともに、聴覚の状況を管理、分析し、適切な補聴器を選定し、調整する。

(ア) 聴力検査

a 乳幼児・学齢児 週 2 日

b 聴覚障害者 週 2 日

(イ) 言語機能検査等 随 時

(ウ) 補聴器適合検査、調整

a 乳幼児・学齢児 週 2 日

b 聴覚障害者 週 2 日

(2) 乳幼児支援

聴覚障害乳幼児とその家族を対象に聴能、言語及びコミュニケーションについての助言、支援を行う。

来所支援をグループごとに週 1 回実施する。また、勉強会、懇談会、家庭訪問等も行う。

(3) コミュニケーション支援

聴覚障害発症まもない聴覚障害者及び家族等を対象とした聴覚障害、コミュニケーション、手話、読話等に関する総合的な情報提供、支援を実施し日常生活でのコミュニケーションの円滑化、生活環境の改善を図り、聴覚障害者としての自己実現を支援する。

ア コミュニケーション総合支援 12 回

また、聴覚障害者を対象に、より良いコミュニケーション手段、方法を身につけるため、読話、手話、言語等の学習支援を行う。

ア 手話グループ支援

(ア) 入門 8 回

(イ) 初級 8 回

(ウ) 中級 8 回

イ 読話グループ支援

(ア) 基礎 6 回

ウ 言語グループ支援 10 回

エ 個別（読話、手話等） 適宜実施

#### 4 手話通訳者等の養成

(1) 手話通訳者養成（神奈川県手話通訳者養成講習会）

聴覚障害者の福祉の増進及び情報保障の充実を図るため、手話通訳技術と知識を習得した手話通訳者の養成を行う。厚生労働省手話通訳者養成カリキュラム準拠及び社会福祉法人全国手話研修センター発行テキスト「手話通訳Ⅰ」、「手話通訳者Ⅱ」、「手話通訳者Ⅲ」、テキスト及び「講義テキスト」を使用する。

ア 養成コース

(ア) 通訳 I

- a 令和元年度開始 回数 31回 (講義：4回、実技：27回)
- b 令和2年度開始 回数 5回 (実技：5回)

(ウ) 通訳 II・III

- a 令和元年度開始 回数 31回 (講義：6回、実技：25回)
- b 令和2年度開始 回数 15回 (実技：15回)

イ 試験等

(ア) 令和2年度開始「通訳 I」受講者選考試験

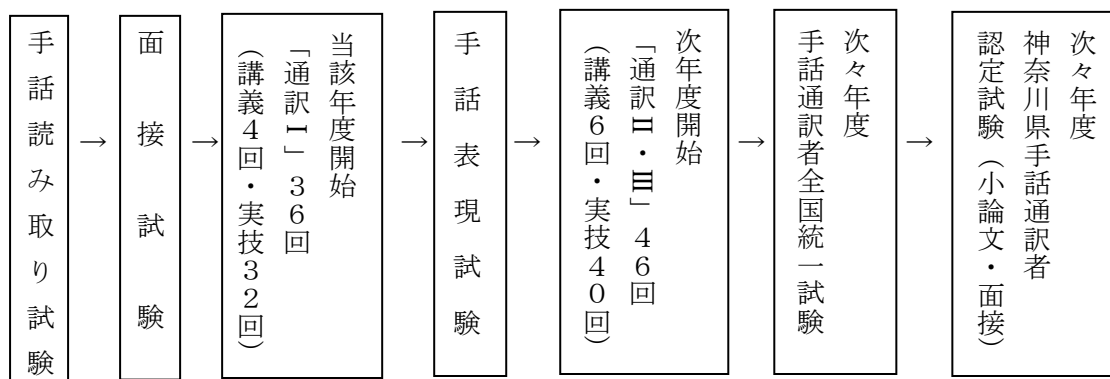
- a 手話の読み取り試験 1日
- b 面接試験 1日

(イ) 令和2年度開始「通訳 II・III」受講者選考試験

- a 聞き取り通訳試験 1日

(ウ) 手話通訳者全国統一試験 (全国手話研修センター主催) 1日

(エ) 神奈川県手話通訳者認定試験 1日



ウ 合格者研修 1日・3講義

エ 神奈川県手話通訳者試験委員会の実施

(2) 要約筆記者養成 (神奈川県要約筆記者養成講習会)

聴覚障害者の福祉の増進及び情報保障の充実を図るため、要約筆記技術と知識を習得した要約筆記者の養成を行う。厚生労働省要約筆記者養成カリキュラム準拠。

ア 必修

(ア) 講義

- a 共通講義 14回
- b クラス別講義
  - (a) 手書き要約筆記 8回
  - (b) パソコン要約筆記 8回

(イ) 実技

- a 手書き要約筆記 15回
- b パソコン要約筆記 15回
- イ 選択必修
  - (ア) 講義
    - a クラス別講義
      - (a) 手書き要約筆記 1回
      - (b) パソコン要約筆記 1回
    - (イ) 実技
      - a 手書き要約筆記 4回
      - b パソコン要約筆記 4回
  - ウ 神奈川県要約筆記者認定試験
    - (ア) 学科試験 1日
    - (イ) 実技試験 2日(手書き実技1日、パソコン実技1日)
  - エ 要約筆記者養成委員会の実施
  - オ 要約筆記者養成講習会受講希望者事前説明会 1回
- (4) 技術研修等
  - ア 手話通訳者研修
    - (ア) 手話通訳者研修会(講義) 2回
    - (イ) 手話通訳者研修会(神奈川県手話通訳者協会委託事業) 15回程度
    - (ウ) 手話通訳者新人研修 5回(手話通訳者合格者技術研修と合併)
  - イ 要約筆記者研修
    - (ア) 要約筆記者登録者研修会 1回
    - (イ) 要約筆記者合格者技術研修 4回(手書き2回、パソコン2回)
    - (ウ) 要約筆記者研修会(三者共催) 1回
    - (エ) 要約筆記者研修会(神奈川県要約筆記協会委託事業) 10回程度
    - (オ) 要約筆記者指導者研修(対象者派遣)
  - ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣懇談会 1回
  - エ 要約筆記者登録・派遣説明会 1回

## 5 手話通訳者等の派遣

神奈川県福祉部(障害福祉課)、県域を活動範囲とする聴覚障害者団体などが行う大会、会議等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣する。

また、派遣と関連する次の事業を実施する。

- ア 神奈川県登録手話通訳者、要約筆記者対象頸肩腕障害健診の実施  
(法人本部と共同)
- イ 神奈川県手話通訳者・要約筆記者派遣運営委員会の実施  
(手話通訳専門部会、要約筆記専門部会の実施を含む)
- ウ 県外への派遣及び県外からの派遣にともなう市町村間の連絡調整等

## 6 広報・PR

- (1) ホームページ、広報紙等によりセンター事業の情報提供を行う。
  - ア ホームページの運用（法人本部と共同）
  - イ 神奈川県聴覚障害者福祉センターだよりの発行（隔月）
  - ウ 聴覚障害児者関連情報発信事業
- (2) 各種講座受講者に対するアンケートや提案箱「皆さまの声」により各種ニーズを把握する。
- (3) 苦情解決に向けた取り組みを行う。（法人本部と共同）

## 7 聴覚障害者の理解促進

聴覚障害者についての理解を深めるため、各種講座等を実施するとともに、見学者の受け入れ及び研修生、実習生の受け入れ等を行う。

- (1) 「聴覚障害について知る講座」（高校生対象） 1回
- (2) 地域「聴障センター」 1回程度
- (3) 聴覚障害理解促進ビデオの制作・配信 5本
- (4) 企業向けコミュニケーション支援研修 随時

## 8 市町村の人材育成支援等

地域における聴覚障害者福祉向上のために、市町村への支援として地域子育て支援や聴覚障害者に関わる人材等へ、研修を行う。

- (1) 地域子育て支援事業（新生児聴覚スクリーニング検査の普及啓発及び訪問相談事業）
  - ア 市町村の要請に基づいての訪問相談
  - イ 研修会開催等による普及啓発活動
- (2) 市町村意思疎通支援担当者研修会
  - ア 手話通訳・ろう者支援、要約筆記・中途失聴者難聴者支援に分け、2回実施。
- (3) 市町村意思疎通支援ネットワーク化
  - ア 対象地域を設けて、順次推進。
  - イ 出前コミュニケーション講座 随時
- (4) 市町村聴覚障害理解講座
  - ア 市町村職員を対象に、聴覚障害、聴覚障害者への接し方等の理解を促す。保健福祉圏単位で、地域で実施する。2回

## 9 関係機関との連絡調整、会議

聴覚障害者団体、聴覚障害者関係団体、全国聴覚障害者情報提供施設協議会等関係機関との連携を図る。

- (1) 全国聴覚障害者情報提供施設協議会
- (2) 神奈川県手話通訳派遣・設置を考える会
- (3) 手話通訳者・要約筆記者派遣担当者会議

- (4) 災害時対策強化事業
- (5) その他

## 10 職員の研修

職員を対象として、次の研修を実施する。

### (1) 一般研修

該当職員を対象に、必要な研修を実施する。

- ア 新人研修
- イ 中堅職員研修
- ウ 管理職研修

### (2) 職員研修

全職員を対象に実施する。法人理念等の基本的な姿勢を養うものを含む。

### (3) 専門研修

各事業担当者が業務を円滑に遂行するために、必要な知識、情報の習得をはかる。

ア 次の研修会開催に業務担当職員を派遣する。

- (ア) 全国ろうあ者相談員研修会（主催：一般財団法人全日本ろうあ連盟）
- (イ) 関東ろうあ者相談員連絡会研修会（主催：関東ろうあ者相談員連絡会）
- (ウ) 聴覚障害者向けソフト制作担当職員研修会  
(主催：全国聴覚障害者情報提供施設協議会)
- (エ) 意思疎通支援事業担当者研修会  
(主催：全国聴覚障害者情報提供施設協議会)
- (オ) その他、業務遂行上必要な研修に職員を派遣する。